

第3次「中期事業計画」(平成24年度～平成26年度)

1. 業務環境

1) 石川県の景気動向

石川県内の経済情勢をみると、生産では海外経済の減速による影響が一部みられるものの、電気機械は持ち直しの動きが続いており、一般機械も高水準を維持しているなど、全体としては生産水準が回復しており、設備投資も緩やかに持ち直しています。

また、個人消費については総じて堅調に推移していますが、卸売・小売業の一部では依然として政策効果の反動やデフレの影響から厳しい状況が続いています。

先行きについては、新興国を中心とした海外需要及び東日本大震災の復興需要から生産水準の回復が期待されるものの、海外の経済不安や円高の影響など景気の下振れリスクの存在もあり、引き続き注視していく必要があります。

2) 中小企業を取り巻く環境

県内中小企業の経営環境は、全体としては持ち直しの動きが続いているものの、円高やデフレが続く中では中小企業全体への波及までには至らず、特に小規模・零細企業においては厳しい経営環境が続いています。

また、これまでの「政策金融」や「中小企業金融円滑化法」に基づく柔軟な条件変更対応による資金繰り支援の下支え効果もあり、企業倒産は前年度を下回って推移しているものの、今後の景気動向等によっては予断を許さない状況が続くものと思われれます。

2. 業務運営方針

石川県信用保証協会は、公的「保証機関」として引き続き「中小企業の成長と繁栄をサポートし、地域経済の発展に寄与する」という社会的使命を果たしていかなければならないと考えています。

業務運営については、引き続き県内中小企業への「資金供給の円滑化」に万全を期すために、政策保証を中心とした保証業務に注力するとともに、経営の安定確保のための保証効果が高まるよう期中支援を強化し、併せて代位弁済の抑制を図るなど、金融と経営支援の一体的取り組みを進めます。こうした取り組みによって、中小企業者のための信用補完制度の維持発展に努めます。

このため、「人材の育成」「業務の効率化」「財政基盤の強化」を図り、協会の運営体制を盤石なものにするるとともに、運営規律の強化を図るため、コンプライアンス態勢の着実な実践とリスク管理体制の整備に努めるなど、組織の健全性を高め、もって、中小企業への長期的かつ安定的な支援を継続するための業務運営基盤の確立に努めます。

1) 政策保証の推進

国内外の経済情勢、経営環境が大きく変化する中、国及び県の中小企業施策を踏まえ、セーフティネット保証や小口零細企業保証等の政策保証を推進し、中小企業金融の円滑化を図ることによって、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

2) 適正保証の推進

公的保証機関として、中小企業の実情を十分把握のうえ、個々の企業が積み重ねてきた実績やその将来性を正しく評価し、多様化、柔軟化する信用保証制度（不動産担保に依存しないABL保証等）も活用しながら、中小企業の信用力の創出に努めます。

また、関係機関との連携を図り、金融機関との協調支援による適切な責任共有や反社会的勢力等による不正利用防止を図り、適正保証の推進に努めます。

3) 利便性向上の推進

保証審査においては、中小企業者の立場に立ち、創意と工夫を重ね、「より速く」「より深く」に心掛けた質の高い信用保証サービスを提供することにより、顧客満足の向上に努めます。

また、公的保証機関として、地域の中小企業支援機関とも連携を図り、金融相談、経営診断、情報提供といった中小企業者の多様なニーズに的確に対応します。

4) 経営支援、再生支援体制の充実による期中支援の強化

県内中小企業の中には、業況が回復しないなどの厳しい経営が続いている先も多いことから、引き続き「中小企業金融円滑化法」の再延長に基づく柔軟な条件変更対応等による資金繰り支援を継続するとともに、経営改善及び経営再建を目指す中小企業者に対しては、可能な限り金融支援のみならず経営支援、再生支援を一体的に行う質の高い期中支援に取り組む必要があります。

このため、金融機関及び中小企業支援機関と連携しながら対応が必要な課題について重点的に取り組み期中支援の充実強化に努めます。

5) 回収の最大化並びに回収事務の合理化、効率化

求償権回収を取り巻く環境は、無担保無保証人の求償権増加等により一段と厳しくなっていますが、回収の最大化を図るには不動産処分等の早期着手に努めるとともに、サービスの有効活用による無担保求償権の回収強化に取り組む必要があります。

更に、管理事務停止、求償権整理を推進し、回収事務の合理化、効率化にも努めます。

6) 信用補完制度の現状を踏まえた将来的な課題の把握と対応

「リスク考慮型保証料率」「金融機関との適切な責任共有制度」等信用補完制度改革実施後数年が経過し、また、最近では「中小企業金融円滑化法」による条件変更先の増加と「セーフティネット保証の縮小」など、中小企業金融における借り手側（中小企業者）と貸し手側（金融機関）を取り巻く環境は大きく変化しています。

これらによる影響と将来的な課題の把握に努めるため、全国信用保証協会連合会や全国の信用保証協会とともに、各種データの収集と分析を行い、信用補完制度の維持発展に向けて必要となる対応に取り組めます。

7) 業務運営基盤の確立に向けた取り組み

運営基盤の確立

県内中小企業者への長期的かつ安定的な支援を継続し質の高いサービスを提供するために、中長期的展望に立って経営資源である「人材の育成」、「システム活用等による業務効率化」、「財政基盤の強化」に取り組み、一層の業務運営基盤の確立に努めます。

コンプライアンス態勢の更なる充実とリスク管理体制強化への取り組み

公的保証機関として誠実かつ公正、健全な事業活動を遂行するため、引き続きコンプライアンス態勢の着実な実践と反社会的勢力、不正利用者に対して関係機関と連携し排除に取り組み信頼の確保に努めます。

また、災害やシステム障害等あらゆる緊急事態に対応できるよう代替手段及び関係規定の整備と周知、訓練等リスク管理体制の充実・強化に取り組みます。

8) 地域社会への貢献

地域社会の一員として、ボランティア活動等を通じて地域に貢献し、併せて信用保証協会の社会的認知度の向上に取り組みます。

3. 事業計画

平成24年度から平成26年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保証承諾	95,000百万円	105,000百万円	115,000百万円
保証債務残高	405,163百万円	393,548百万円	384,866百万円
代位弁済	13,231百万円	13,893百万円	13,893百万円
実際回収	2,400百万円	2,280百万円	2,170百万円

以上